

2022年10月20日

大阪市長 松井 一郎 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和
連合大阪大阪市地域協議会
議長 木戸 茂

連合大阪大阪市地域協議会

2023年度 政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たち連合大阪 大阪市地域協議会は、大阪市域で働く者を代表する組織として、暮らしの底上げや格差是正など、働く者が公正に報われる社会の実現に向け、様々な活動に取り組んでいます。

そうした活動の一環として、コロナ禍によって急速に高まった社会不安を払拭するとともに、誰もが安心して働き生活できる元気な大阪市を創り上げていく観点から、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、このたび「2023年度政策・制度予算要請」をまとめました。

大阪経済は、業種・業態による違いはあるものの、全体的には回復基調とは言われているものの、ロシアのウクライナ侵攻から端を発した物価の高騰もあり、先行きは見通せない状況となっています。大阪府の雇用情勢は、有効求人倍率 1.22 倍、完全失業率 2.9%（2022年6月現在）とやや改善が見られますが、有期、短時間、契約、派遣や女性、外国人など、弱い立場で働く者はいまだ厳しい状況が続いています。

一方、新型コロナウイルス感染症については、新たな変異株の発生に伴う第7波については、現状、感染の拡大は落ち着きを見せつつあるものの、依然として予断を許さない状況が続いています。大阪府におけるこれまでの感染者数は 213 万人にのぼり、6,547 人の死亡が確認されています（2022年10月16日現在）。大阪は残念ながら死亡者数と人口当たりの死亡者数が、全国で最も多くなっており、これまでのコロナ対策などについて、しっかりとした検証と対策が求められています。

今回の要請内容は、「雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策」「経済・産業・中小企業施策」「福祉・医療・子育て支援施策」「教育・人権・行財政改革施策」「環境・食料・消費者施策」「社会インフラ施策」に加え、「新型コロナウイルス感染症対策関連施策」の 7 点 69 項目と、大阪市地域協議会独自 13 項目を加えて 82 項目の要請としています。新型コロナウイルス感染症対策の強化や感染拡大抑制へ向けた措置により財政状況が厳しい中ではありますが、2023年度の大阪市政の施策に、ぜひとも反映していただきたく要請いたします。

以上

2023年度 大阪市政策・制度予算要請

要請項目

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

- (1) 雇用対策の充実・強化について
 - ① 大阪雇用対策会議の開催に向けて
 - ② 人材の確保とマッチング機能の強化について
- (2) 就労支援施策の強化について
 - ① 地域での就労支援事業強化について
 - ② 障がい者雇用の支援強化について
- (3) 男女共同参画社会の推進に向けて
 - ① 「大阪市男女きらめき計画」の周知・広報について
 - ② 女性活躍・両立支援関連法の推進について
- (4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について
- (5) 治療と仕事の両立に向けて

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について
 - ① 中小・地場企業への融資制度の拡充について
 - ② 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて
- (2) 取引の適正化の実現に向けて
- (3) 公契約条例の制定について
- (4) 海外で事業展開を図る企業への支援

3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域包括ケアの推進について
- (2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について
- (3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について
- (4) 医療提供体制の整備に向けて
 - ① 医療人材の勤務環境と処遇改善について
 - ② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて
- (5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて
 - ① 介護労働者の処遇改善と人材の定着
 - ② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について
- (6) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて
 - ① 待機児童の早期解消にむけて
 - ② 保育士等の確保と処遇改善に向けて
 - ③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて
 - ④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援について
 - ⑤ 子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑥ 子どもの虐待防止対策について

- ⑦ヤングケアラーへの対策について
- (7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

4. 教育・人権・行財政改革施策

- (1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて
- (2) 奨学金制度の改善について
- (3) 労働教育のカリキュラム化について
- (4) 消費者教育の推進について
- (5) 人権侵害等に関する取り組み強化について
 - ①差別的言動の解消に向けて
 - ②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて
 - ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて
- (6) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて
- (7) 行政におけるデジタル化の推進について
- (8) マイナンバー制度の定着と活用について
- (9) 区行政の充実について
- (10) 投票率向上に向けた環境整備について

5. 環境・食料・消費者施策

- (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて
- (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について
- (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について
- (5) 「2050年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて
- (6) 再生可能エネルギーの導入促進について

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1) 交通バリアフリーの整備促進について
- (2) 安全対策の向上に向けて
- (3) 交通マナーの向上について
- (4) キッズゾーンの設置に向けて
- (5) 防災・減災対策の充実・徹底について
- (6) 地震発生時における初期初動体制について
- (7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について
 - ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について
 - ②災害被害拡大の防止について
- (8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み
- (9) 交通弱者の支援強化に向けて
- (10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

- (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について
 - ① 医療提供体制の強化について
 - ② 感染者受け入れ体制の強化について
 - ③ PCR 検査の拡充について
 - ④ 感染防止のための支援拡充について
 - ⑤ 緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について
 - ⑥ ワクチン接種体制の強化について
 - ⑦ 保健所機能の強化について
 - ⑧ 感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について
 - ① 雇用調整助成金特例措置の継続について
 - ② 各種支援制度の支給迅速化について
 - ③ 生活困窮者への支援について
 - ④ 事業所支援の拡充について

8. 大阪市地域協議会独自要請

- (1) 大阪市地域協議会独自要請
 - ① 「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について
 - ② 労働相談機能の強化と労働関係法令の遵守について
- (2) 経済・産業・中小企業施策
 - ① コロナ禍による経済のダメージの軽減と再生に向けて
- (3) 福祉・医療・子育て支援施策
 - ① 地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現
 - ② 市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について
 - ③ 休日急病診療所の充実と増設を診療時間の拡大について
 - ④ 公衆衛生研究所の機能充実について
 - ⑤ 児童いきいき放課後事業について
 - ⑥ コロナ禍の中における、社会のセーフティネットの再構築について
- (4) 教育・人権・行財政改革施策
 - ① すべての子どもたちに教育を保障すること
 - ② 教育費・医療費の完全無償化について
 - ③ 子どもたちの学習環境整備について
- (5) 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策
 - ① 魅力ある「まちづくり」の進展について

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 雇用対策の充実・強化について

①大阪雇用対策会議の開催に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種において人手不足が深刻化している。

これまでのコロナ対策の効果検証結果を共有し、今後の雇用対策をオール大阪で検討していくためにも、早急に大阪雇用対策会議の実務者会議を開催し、各構成団体のコロナ対策の取り組みを共有するとともに、行政・経済団体・労働団体が一体となった対策を早急に講じること。

②人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府が「大阪人材確保推進会議」で人材不足解消に取り組んできた製造・運輸・建設業界に加え、コロナ禍によって、飲食業や情報サービス業なども含め、さまざまな業界で人材不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能の強化へ向けた取り組みを強化・推進すること

(2) 就労支援施策の強化について

①地域での就労支援事業強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進などにつとめ、地域の労働課題の解消を進めること。

また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

②障がい者雇用の支援強化について

昨年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「従業員43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。

法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用のノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

(3) 男女共同参画社会の推進に向けて

①「大阪市男女きらめき計画」の周知・広報について

2021年3月に策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」(2021年度～2025年度)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。

とりわけ、大阪市民に対し、SDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本計画をアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう関係先と連携し、市内の事業者に対する働きかけを行うこと。とりわけ、省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、大阪市の特定期間行動計画に則った女性参画を進めること。

加えて、2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

(5)治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

①中小・地場企業への融資制度の拡充について

大阪市については、中小企業の割合が大きいことからコロナ禍の影響を色濃く受けている。

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施するなど、基礎自治体としてのきめ細かな施策展開を行うよう要請する。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど検討し、予算措置を国に求めること。

②事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。

各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、早急なBCP策定が望まれる。引き続き、関係先とも連携を強化し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど策定率向上に向けた対策を講じること。

(2)取引の適正化の実現に向けて

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の徹底や「しわ寄せ」防止のための総合対策を実践すること。

(3) 公契約条例の制定について

公契約が、各種法令の遵守により適正に行われる事は、市民の信託のもと行われる行政行為として当然であるが、一方で、公契約のもとで働く、全ての労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保は、公共サービスの質の確保のみならず、地域経済の活性化にも有効である。

すでに「公契約条例」を制定した自治体の事例なども参考に、条例の制定にむけた検討を行う事。

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

また、「第8期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度（2023年度）を迎えるにあたり、施策の進捗状況を検証し、より実効性を高めていくこと。

(2) 生活困窮者自立支援制度の改善について

生活困窮者自立支援事業について、好事例などの情報収集・分析・提供などを通じてスキルアップを行うとともに、体制強化のための働きかけを府・国に行うこと。また、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」を大阪市民にさらに広くPRする取り組みを行うこと。

とりわけ、市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のために、いわゆるAYA世代における積極的な受診を促すため、AIを活用した受診勧奨の取り組みの強化など、様々な施策を行うこと。

また、市民が大阪市の事業や健康に関する情報などを気軽に入手できるよう、SNSの活用など積極的な

情報発信を行う事。加えて、SDGsの目標の一つである「すべての人々に健康と福祉を」をめざして保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

(4) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への支援を行うこと。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。

さらに、事業所に対しては、労働法令等を順守させるとともに、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けることや、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。加えて、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援を行うこと。また、労働者の介護離職を防ぐためには、地域包括支援センターが、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持っていることが、広く周知されていなければならないので、地域住民の認知度向上のための広報を強化すること。

さらに、包括的・継続的な支援のための優秀な専門職員の確保は重要な課題であり、処遇改善のための助成を検討するなど人材確保に向けた施策を検討すること。

高齢者がいきいきと生活できる環境整備と、子どもの豊かな情操を育むことなどを目的とした、高齢者と子どもの交流を図る事業などに、地域包括支援センターとして施策の支援が行えるような検討を行うこと。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童の早期解消にむけて

待機児童の解消に向け、こども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、必要な保育士や幼稚園教諭の要員を確保するとともに、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。

そのために正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。加えて、離職した潜在保育士が復職するための支援を強化すること。

さらに、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。加えて、セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。

病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に対応できるように、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などを徹底するとともに、認可施設への移行を進め、保育の質を確保すること。

また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底し、市町村や事業者、保護者の声を聞くなど、新たな課題や好事例などが抽出できる仕組みを構築し、保育の質を向上させるための施策を展開すること。

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行う「大阪市こどもサポートネット」について、成果と課題を明らかにすること。

あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に受けられる体制の構築を行うこと。

また、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間の相談体制について充実を図ること。

加えて、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取組も含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

一方、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点となっている。大阪市として「子ども食堂」への支援事業を大幅に拡充し取り組みを強化すること。さらに、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ないエリアに対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた施策を進めること。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待件数が増加していることから、市民に対して「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。

また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など「こども相談センター」の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響による虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

⑦ヤングケアラーへの対策について

「ヤングケアラー」については、具体的な事例や概念について広く周知を行い、学校や地域での早期発見につながるよう、理解促進を進め、実態把握を行うこと。

その上で、具体的な事案に対しては、子どもたちの教育機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社会的・経済的支援を行うこと。

とりわけ「ヤングケアラー」は、自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合も多く、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、「こころの健康相談統一ダイヤル」などの相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、関係機関や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるために、少人数学級による子どもの学びの質を高め、定数改善により必要な教職員数を確保するとともに、産育休者や病休者の代替講師を遅延なく配置すること。加えて、教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。

また、子どもの貧困、虐待、自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早急に配置すること。また、SC及びSSWの十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

(2) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度や、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置の検討など、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育の充実、カリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。さらに、そうした講義の講師については労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を設定すること。

(4) 消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とりわけ高校生や大学生への消費者教育は急務となっており、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 差別的言動の解消に向けて

人権が尊重され、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざし、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の主旨を広く市民に周知するとともに、ヘイトスピーチをゼロにするために、啓発、周知活動などに取り組むこと。

近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、大阪市としても実効性ある施策を推進すること。

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別の解消のため、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解を進めるため、大阪府「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の主旨が、広く理解されるように、市においても条例設置を目指すこと。

加えて、「大阪市LGBTリーディングカンパニー制度」、「大阪市性の多様性尊重大賞」、「大阪市ファミリーシップ制度」などの取り組みについて広く市民への周知を図ること。

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

連合大阪は、大阪労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っているが、いまだ就職差別については根が深い問題となっている。就職を希望する場合、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用、面接時における不適切な質問を行わないことなどを、企業や関連団体等に対する指導・啓発を強化すること。

さらに、部落差別解消法について広く周知することともに、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底するなど、あらゆる差別の撤廃にむけた施策を講じること。

(6) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて

大阪経済は、コロナ禍の影響により製造業を中心に回復の兆しもあるものの、インバウンド需要の消滅を背景として、飲食業・小売業などへの影響が色濃く表れている。さらには、運輸業などにも強い影響がでている。

私たちは、こうした状況が、自治体の財政にも影響を及ぼすことを危惧しており、自治体財政が硬直化すれば、支出の削減や事業の廃止など、市民生活に直接影響を及ぼすことも危惧される。そうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、一方で、市民の暮らしの安全や安心のための支出が滞る事態になっては本末転倒である。

何よりも、市の財政状況とそれら事ごどの様な影響を及ぼすのかについて、市民に分かりやすい周知を行うことが重要である。今後の中長期的な財政状況について明らかにするよう求めるとともに、財政調整基金の現状についても明らかにすること。

加えて、国に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を支出するなどの財政支援を強力に求めること。

また、補正予算の編成にあたっては、二元代表制の意義をふまえ、議会における十分な審議を経て議決によって執行することを基本とすること。

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

マイナンバー制度が、公正・公平な社会基盤とし定着し、市民にとって有用なものとなるよう、運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望すること。また、必要に応じて、大阪市として利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行うこと。

(9) 区行政の充実について

区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

(10) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

大阪市が取り組んできた「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録飲食店舗の拡大のため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」を実践による「生ごみ3きり運動」や、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナを見据え効果的な啓発活動を実施し、「食べきり」「持ち帰り」のための環境整備を進めること。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を拡大すること。とりわけ「フードドライブ」による、フードバンク活動の支援の実績について公表し広報・啓発に努めること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。さらに、地域によって取り組みに濃淡が出ないよう関係先との連携をはかること。

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。

具体的な取り組みとしては、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪市では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。

この間、ホームページやSNSなど、幅広い広報媒体を活用して周知がはかられているが、とりわけ高齢者については、従来型のチラシ・ポスターなどでの周知について充実をはかること。

(5) 「2050年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」がめざす「2050ゼロカーボンおおさか」に向けて、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

2021年3月に策定された「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入促進などに取り組むこと。具体的には、調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、

再生可能エネルギーを効率的に利用するために、技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

また、「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーとして、啓発や企業向けの啓発などを行うこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

とりわけ、可動式ホーム柵等の整備個所については、基本的には事業者が設置個所の検討を行うものではあるが、視覚障がい者の転落事故が多発しているとの報道などもあり、行政としても事業者との協働による優先整備などの取り組みについても検討すること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、事業者の人的負担も増加しており、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で支えていく仕組み」について検討すること。

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者の業務量が増加しているが、自転車などを巻き込む事故への懸念も増加している。それらの要因の一つとして、自転車等の運転マナーの問題も指摘されている。

また、電動キックボードなどの新たなモビリティの導入も行われつつあるが、市域の交通状況からすると、同様に事故への懸念材料となっている。

事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者、新たなモビリティの利用者への法令遵守やマナー向上のための周知・徹底を図ること。

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。そうした事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を進めるとともに、安全確保のための、ガードレールの設置を行う事。

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。

また、運転手への周知のため、交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について

ハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練を行うこと。

さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く示すこと。

また、地域における防災の担い手となる、「防災士」の資格取得を促すための取り組みを行うこと。とりわけ防災対策にジェンダーの視点を取り入れる点から「女性防災士」の取得の促進をはかること。

(6)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。大阪市においても、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行うとともに、少なくとも24行政区においては、「直近参集」が有効に機能するようにすること。

加えて、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめの細かいサポートが必要と認識している。ニア・イズ・ベターの観点からも区の防災担当の機能強化を行うこと。

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。

事業活動の休止を発令する場合は、多様な手段で緊急情報を正確かつ迅速に伝達できるようにすること。また、現場混乱を来すような情報発信は、市民生活に大きな影響を与えることから厳に慎むこと。

加えて市民に不安を与えないためにコロナ対策に留意した上での対応を行うこと。

(8)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災については、鉄道用地外からの土砂の流入や河岸崩壊などによって被害が拡大

する事例も多い。こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、国・府などとともに一体的・包括的な対応が可能となるよう取り組むこと。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

また、大規模災害時に踏切が閉じたままになってしまうことで救急や消防などの対応に遅れが生じないように、実行性のある対応を進めること。

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

交通網が発達している大都市であっても、高齢者や障がい者など、移動に関するハードルが高い市民がいる。そうした立場に置かれている「交通弱者」に対して、誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、必要な対策を検討すること。

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」【改訂版】については、当該施策について地域住民に広く周知すること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。

加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れ可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容態悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。

さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

また、市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取ることができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

③ PCR 検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR 検査

等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。

また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。

さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入費用に対して大阪市独自の助成を行うこと。

また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、大阪市としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、国・府と連携の上、接種体制の強化を図ること。

また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

さらには、市域には、単身赴任者や学生など、接種環境が整っていない市民が多数居住しており、そうした市民でも容易に接種出来るように、集団接種会場における接種を継続するなど対応を図ること。

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所に求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となるよう職員を増員するとともに、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて応援職員などが的確に対応が可能となるようにマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分に連携し感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。

また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について

① 雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して働きかけること。

② 各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や、事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度について、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けて体制を整備すること。

③ 生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」の家庭に対する支援を強化すること。

また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。

さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

④ 事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

8. 大阪市地域協議会独自要請

(1) 大阪市地域協議会独自要請

① 「まち・ひと・しごと創生法」の理念に基づく創生戦略について

大阪市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき2020年3月に策定された「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「魅力と活力あふれる大阪をつくる」、「誰もが活躍できる社会をつくる」、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」の3つの基本目標を設定し、施策が総合的・継続

的に推進されていると認識している。

第2期総合戦略には、「環境先進都市大阪の実現」による、さらなるSDGsの推進や、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できる「多文化共生のまちづくり」、さらには、スマートシティについても推進を図るなどとされているほか、新型コロナウイルス感染症の影響に対しては、「新しい生活様式の定着、DXの推進などポストコロナの社会環境に対応した地方創生の取組みを総合的に推進」などとされている。また、総合戦略は、毎年度効果を検証し、必要に応じて改訂することとなっており、2020年度の効果検証や「令和4年度市政運営の基本的な考え方」を踏まえた改訂が行われた。

内容としては、「after コロナ」を見据えたインバウンド回復への基盤整備や、脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の取組み、「具体的な施策の工程表」や「エリア別のまちづくりの方向性」なども更新が行われている。

根拠法令となる「まち・ひと・しごと創生法」には、基本理念として「個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る」のほか「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る」ことなどが謳われている。

今回、改定された内容には、コロナ禍の先行きを未だ見通すことが出来ない状況のなかにあつては、経済成長に偏重した内容ではないかと危惧をしている。

まずは自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るという観点から「まち・ひと・しごと創生」の施策展開を図るべきではないかと考えており、あらためて、行政、住民、事業者など多様なステークホルダーによる連携・協働により、持続可能で魅力ある街づくりの推進と、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要だと考えている。「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、そうした視点からの検証・検討を行い、推進していくことを要請する。

②労働相談機能の強化と労働関係法令の遵守について

ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正、労働安全衛生の徹底など、雇用・労働環境の整備について周知・啓発をはかること。悪質な事案があれば、関係先とも連携し、適切な施策を講じること。

また、労働相談については、地域実態に応じた大阪市独自の施策の拡大を要請したい。加えて、相談の性質上、迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム構築などについて検討すること。

(2)経済・産業・中小企業施策

①コロナ禍による経済のダメージの軽減と再生に向けて

コロナ禍による、経済への影響は非常に大きいものとなっており、経済対策は急務である。とりわけ大阪市は、多くの生活者と事業者が集中する大都市であり、今回の新型コロナウイルス感染症による、感染リスクへの懸念と経済への影響は非常に大きいものとなっている。大規模な自治体である大阪市として、財政調整基金などを活用した独自の雇用・労働対策の実施を要請する。

(3)福祉・医療・子育て支援施策

①地域医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現

コロナ禍の影響により「医療」「健康」への不安が高まっている。大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症への対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになってい

る。

大阪市として、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、改めて、地域医療の充実が図られるよう取り組まれることを要請する。

②市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について

大阪市として、コロナ禍の状況のなかで、自治体の最大の使命である住民の安全と安心を守るため、改めて、地域医療拠点としての市民病院の運営が行えるよう、大阪市として、必要な人員配置や予算措置を講じることを要請する。

具体的には以下の点について要請する。

・2018年3月末に廃止された住吉市民病院にかわる新病院の着工が決定したとのことであるが、旧住吉市民病院が、積極的に取り組んできた小児、周産期の機能については不十分なものであると言わざるを得ない。現時点での新病院の機能などについて明らかにするとともに、地域医療に混乱を来さないよう対応される事を要請する。

③休日急病診療所の充実と増設を診療時間の拡大について

大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中している。

小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもある。

大阪市として休日急病診療所の充実と増設など独自の改善策を講じるべきであると考えており、必要な措置を講じるよう要請する。

④公衆衛生研究所の機能充実について

大阪市においては、2017年4月より、直営により運営されてきた環境科学研究所が統合・独法化され「地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所」が発足した。

本来、「公衆衛生検査所もしくは地方衛生研究所」は、国の要綱に基づいて、公衆衛生の向上及び増進を図るための「都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核」の役割を担うべく設置されてきたものであり、新たな健康危機事象が発生した場合、検査結果を基にした公権力行使の基盤となる組織である。

一方で、この間の新型コロナウイルス感染症に関する対応については、「(地独)大阪健康安全基盤研究所」が行政からの独立性と採算性が強く要求される一般型独立行政法人であるにもかかわらず、担うべき範囲を超えた対応が迫られることとなったのではないかと危惧をしている。

この間、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな健康危機事象への関心の高まりを受け、全国的に地方衛生研究所の機能強化が叫ばれている。大阪市として「西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能」が担保できるよう、多種多様な健康危機事象に対処するには施設や検査機器等が継続して整備されることが重要である。加えて「(地独)大阪健康安全基盤研究所」がその機能を十分に発揮するためには有能な人材確保も大切な課題である。

この数年で、新型コロナウイルス感染症に対応するためのPCR検査機器等の拡充や、森之宮での研究所新築による環境整備も進められているようであるが、「(地独)大阪健康安全基盤研究所」の検査研究環境が恒常的に整備され、優秀な研究者がこぞって就業を希望するよう、「(地独)大阪健康安全基盤研究所」の機能強化に向けた必要な予算措置が講じられることを要請する。また、そうした予算措置を行う場合は、

現場実態を踏まえた対応となるよう合わせて要請する。

⑤児童いきいき放課後事業について

「児童いきいき放課後事業」については、現状では、就労する保護者のニーズに応えられているとはいえないとの認識である。

また、コロナ禍により、子どもたちの生活環境にも大きな変化が起きており、なかでも「子どもの貧困率」が高い大阪においては、そうした影響が顕在化している。

私たちは、大阪市の放課後児童施策について、健全な児童の育成といった目的だけでなく、就業者のワーク・ライフ・バランスからの観点や、社会的弱者に対する施策、社会教育としての視点など、多様な視点からの事業の強化が必要であると考えている。「児童いきいき放課後事業」に対して、事業の充実に向けた予算措置が行われるよう要請する。

⑥コロナ禍の中における、社会のセーフティネットの再構築について

コロナ禍により、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々の生活不安が明らかとなっている。そうした背景の一因として、本来機能すべき「福祉」という社会のセーフティネットが、必要な人々に届きにくい現状があると考えている。

私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「福祉」に対する関心は高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会のセーフティネットをどの様に担保していくのかが大きな課題であると考えている。

そのためには、必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、区役所をはじめとした各種相談体制の充実が図れるよう、必要な人員の確保と予算措置が行われることを要請する。

(4)教育・人権・行財政改革施策

①すべての子どもたちに教育を保障すること

コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのとは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高く、行政として「with/after コロナ」のなかで、社会的弱者への学習機会の保証などについて包括的な視点での取り組みが求められている。

不登校児童・生徒等への支援、夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など、すべての子どもたちに教育を保障するために、必要な措置が講じられることを要請する。

②教育費・医療費の完全無償化について

コロナ禍により子どもたちの学ぶ権利が大きく損なわれたと考えており、とりわけ「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化しているのとは無いかと考えている。私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートでも、「学び」に対する関心は非常に高い。

とりわけ、保護者の経済力が、学力に大きく影響するということが、これまでの様々な調査で明らかになっており、経済的負担を軽減し、学習の機会と学力の底上げを期するための制度整備を要請する。

医療費についても、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在しており、コロナ禍の状況の中で、こうした傾向が増すことを危惧しており、子どもに関する医療費の全額無償に向けた制度整備を要請する。

③子どもたちの学習環境整備について

大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。

また、コロナ禍により子どもたちの学ぶ機会が大きく損なわれており、学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあってはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう教育環境の充実にに向けて計画的に取り組むことを要請する。

(5)社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

①魅力ある「まちづくり」の進展について

大阪市においては、市内中心区域を中心として、児童数の減少を理由として学校の統廃合が行われた後、大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、急遽校舎の増築などを余儀なくされているなどの事象が発生している。

2020年10月に改訂された「都市計画区域マスタープラン」には「国際競争に打ち勝つ強い都市の形成」や「多様な魅力と風格ある都市の創造」などが謳われているが、市場原理優先の都市開発により、住民不在の都市開発が進み、結果として学校園などの公的施設の整備が間に合っていないばかりか、マッチ・ポンプとも言うべきムダな支出に繋がっているのではないかと懸念している。

都市中心部の人口増加を否定するものではないが、無秩序な開発により、結果として都市の魅力と機能を損なうことを危惧している。

大阪市としての住民目線からの街づくりのグランドデザインが必要であると考えている。また、そうした計画の策定に当たっては、住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働によって、魅力あるまちづくり計画となるような制度整備を行うことを要請する。